

2016年11月11日

各 位

会社名 新華ホールディングス・リミテッド
(URL : www.xinhuaholdings.com/jp/)
代表者 最高経営責任者 (CEO)
レン・イー・ハン
連絡先 (東証市場第二部 コード番号 : 9399)
経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

**第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、
普通株式及びA種優先株式の譲渡承認並びに償還に関するお知らせ**

新華ホールディングス・リミテッド (以下「当社」といいます。) は、本日当社の取締役会において、Esther Mo Pei Pei氏 (以下「モー氏」又は「割当予定先」といいます。) に対して、第三者割当により当社新株式 (以下「本新株式」といいます。) 及び新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) を発行 (以下「本第三者割当」といいます。) すること、当社最高経営責任者 (CEO) であるLian Yih Hann氏 (以下「レン氏」といいます。) が持分を100%所有するOne Heart International Limitedが保有する普通株式662,000株及びレン氏が保有するA種優先株式225,000株 (以下「本優先株式」といいます。) を本第三者割当と同時にモー氏に無償で譲渡する旨を承認すること、並びに当該優先株式の保有者に償還請求権を承認することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(a) 本新株式 (普通株式)

(1) 払込期日	2016年12月22日
(2) 発行新株式数	500,000株
(3) 発行価額	1株につき3.33香港ドル(45円) (取締役会決議の直前日の当社普通株式の終値である49円の91%の値を小数点以下で切り上げて、香港ドル換算したもの)。
(4) 資金調達額	1,664千香港ドル (22,500千円)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、モー氏に500,000株を割当てる。
(6) 議決権	1株当たり1議決権
(7) その他	(発行の条件) 当社の2016年度定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを発行の条件とします。

(b) 本新株予約権

(1) 割当日及び払込期日	2016年12月22日
(2) 発行新株予約権の総数	8,000,000個
(3) 発行価額	1新株予約権につき0.04香港ドル (0.56円) (本新株予約権1個あたりの公正価値である0.612円の91%の値を小数点第3位を切り上げて、香港ドル換算したもの。)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式8,000,000株
(5) 行使価額	本新株予約権行使価額：45円 (本新株式の発行価額と同額。)
(6) 資金調達の内訳	(合計) 26,959千香港ドル (364,480千円) (内訳) 新株予約権発行による調達額： 331千香港ドル (4,480千円) 新株予約権が全て行使された場合の調達額： 26,627千香港ドル (360,000千円)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、モー氏に本新株予約権8,000,000個を割当てる。
(8) その他	(発行の条件) 当社の2016年度定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを発行の条件とします。 (行使の条件) 本新株予約権の行使期間 (割当日から10年間)のうち、2017年1月31日まで保有者は、行使条件なく本新株予約権を行使することができます。2017年2月1日以降の期間については、2017年2月1日から行使期間が終了する日までの間に当社の普通株式の普通取引の株価 (*) が一度でも74円以上 (取締役会決議日の直前取引日の普通株式の終値の49円の150%の値を小数点以下で切り上げたもの。) となった場合にのみ、残りの本新株予約権を行使することができるものとします。 (その他の条件) 当社が2017年1月31日までに時価総額10億円を回復できず、上場廃止が見込まれることとなった場合、2017年2月1日以降、残りの本新株予約権を行使できないものとし、本新株予約権の発行及び行使に関する発行会社への払込金額は返還されないものとする。 * 終値ではなく高値

(注) 本プレス・リリースの数値は、1米ドル=104.86円及び1香港ドル=13.52円 (2016年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の外国為替相場 (仲値)) にて換算しております。円から香港ドルに換算する際、小数点第三位を四捨五入しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第三者割当による本新株式発行

当社は、2016年7月13日付のプレス・リリース「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」にて、2016年10月までの運転資金を第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「2016年7月の第三者割当」といいます。）により調達した旨をお知らせしました。また、上記プレス・リリースの中で、2015年8月発行の第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権（以下「MSワラント」といいます。）の行使並びに2016年5月の第三者割当で発行した新株予約権（以下「2016年5月の第三者割当」といいます。）の行使及び2016年7月の第三者割当で発行した新株予約権の行使による資金調達が、最近の当社の株価の低迷により難しい場合2016年10月頃に追加で資金調達を行う必要がある旨をお知らせしました。

また、2016年10月頃に追加で資金調達が必要となった場合には、運転資金のみならず当社のモバイル事業を拡大するための資金も調達できるよう努める旨をお知らせしました。ただ、現時点において事業を拡大するための資金も含めた規模での資金調達ができる目処が立たない中、当面の運転資金は確保する必要があるため、本第三者割当を実施することを決議いたしました。なお、当社は、本第三者割当を株主の皆様への承認を得た後に実施すべきと決定したこと、また、2016年9月に子会社株式を売却したことにより約150千米ドル（約16百万円）のキャッシュ・フロー収入があったことから、資金調達のタイミングを2016年12月とすることといたしました。

上記MSワラントの行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額であり、現在の下限行使価額は、2016年5月25日付プレス・リリース「（訂正）「行使価額修正条項付新株予約権の行使価額及び割当株式数の調整に関するお知らせ」の一部訂正について」にてお知らせしたとおり152.1円となっております。2016年8月、2016年9月及び2016年10月の当社株式の終値の単純平均は、それぞれ79円、76円及び70円であり、上記下限行使価額より非常に低い水準であるため、当社としては、引き続き当面MSワラントが行使される可能性は極めて低く、それによる資金調達は難しいと見込んでおります。

また2016年5月及び2016年7月の第三者割当により発行した新株予約権には、それぞれ当社の普通株式の普通取引終値が一度でも104円及び98円以上となった場合にのみ、それぞれの新株予約権を行使することができるものとする行使条件が付されております（行使条件価額）。最近の当社の株価が当該行使条件価額よりもかなり低い水準にあるため、当面は当該新株予約権の行使による資金調達も難しいと判断しております。

ところで、当社の財務状況に鑑みると金融機関からの借入又は社債の発行による資金調達は、引き続き困難な状況がございます。また、2016年5月及び2016年7月に第三者割当を実施する際、公募増資やライツ・オファリングの方法についても検討いたしました。公募増資については、当社普通株式の株価の状況及び出来高に鑑みると、調達資金が確保できるか不透明であり、選択し得ないと判断し、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受証券会社を確保することが事実上困難であり、実施できないと判断いたしました。公募増資やライツ・オファリングの方法については、現在も上記と同様に判断しております。

そこで当社は、株式及び新株予約権の第三者割当てによる資金調達が、当社に最も適当であると判断

し、割当先を選定するため複数の企業及び個人と交渉してまいりました。これらの交渉相手には、当社グループとして業務提携等を行うことも含めて検討を進めている企業も存在します。もっとも、今般は、当社の喫緊の資金需要を満たすため、十分な資金を個人で保有しており迅速に本新株式及び本新株予約権の引き受けが可能であり、過去に当社の主要な子会社であるGINSMS Inc.（以下「GINSMS」といいます。）及びその子会社に対してコンサルティング・サービスを提供していたことから、同社の事業についての知見と理解があるモー氏に対して割り当てるのが最善であるとの結論に至りました。

当社は、割当予定先であるモー氏と本新株式及び本新株予約権の第三者割当の引受について2016年9月頃から交渉を進めました。モー氏からは新株予約権の割合を大きくして欲しいとの要請や、株式や新株予約権を時価から大幅にディスカウントした価格で割り当てて欲しいとの要請がありました。この点、当社は、直ちに希薄化の生じる株式を特に有利な価格で発行することは適切ではないと考え、本新株式については、いわゆる有利発行に該当しない水準の発行価額を維持しながら、新株予約権についても同じ比率でディスカウントを行うこと等の対案を出し、また、割当予定先の要望を受け、当社CEOのレン氏は、個人的に保有する優先株式全部を無償譲渡することにも同意したうえで、最終的に、割当予定先との間で本第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することについて合意できたため、今般、当社の取締役会は、本第三者割当により資金調達し、当面の運転資金を確保することを決議いたしました。

当社は、割当予定先が個人であることから、当社が2016年5月及び2016年7月にLie Wan Chie氏（以下「リー氏」といいます。）との間で実施した第三者割当と同等の規模を念頭におき、当該第三者割当で調達した資金と同等又はそれ以上の資金を調達できるよう交渉を進めてきました。一方、モー氏も交渉において、当社に対して初めて投資を行うということもあり、上記のリー氏との間での第三者割当を参考にしており、本新株式への投資額としては、当初35,000千円程度を検討しておりました。本新株式の発行による調達額は、当社が上記の当初目指していた額より少ないですが、当社はモー氏との交渉を重ね、最終的に本新株式の発行数を500,000株とすることを決定いたしました。

なお、当社株式の2016年4月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となったことから、当社普通株式は、東京証券取引所所有価証券上場規程第602条第1項第1号及び同規程第601条第1項第4号a本文により、2017年1月末日までに、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となります。現時点では、当該10億円の時価総額を回復できておりませんが、当社としては、当社の発行済株式総数が増えることによる時価総額の回復も期待しております。

本第三者割当による本新株式の発行は、2016年12月から2017年1月までの短期間の運転資金を確保するために実施いたします。

1. 当社はケイマン法人であり、ケイマン法では日本の有利発行規制に相当するルールはありません。しかしながら、当社は東京証券取引所に上場している会社として、日本の会社法に準じた取扱いをすべきであると考えております。そこで、有利発行規制に関して日本で実務上参考とされている日本証券業協会の自主ルール「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」における考え方（有利発行とならないための発行価格は、原則として当該増資にかかる取締役会決議の直前日の価格に0.9を乗じた額以上の価格であるべきこと）に準拠して、本新株式の発行価額については取締役会決議日の直前日の当社普通株式の終値の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること、また本新株予約権については、当該新株予約権の公正価額に0.9を乗じた額以上となるように設定しております。

(2) 本新株予約権の発行

本新株式の発行による当社の喫緊の運転資金の調達に加え、当社の今後の運転資金を調達できる機会を確保するため、割当予定先と交渉を進めておりましたが、今般、本新株予約権を発行することについても合意に至りました。

本新株予約権の発行数を決定する交渉において、モー氏は、当社が2016年5月及び2016年7月にリー氏との間で実施した第三者割当を参考に、当該第三者割当で合計5,420,000個の新株予約権を発行しているところ、これを超える数の新株予約権の引受を希望しておりました。また、当社としても2017年1月末日までに多くの新株予約権が行使され、かつ株価が上昇した場合、時価総額の10億円を回復できる可能性が高まると考えました。そこで当社はモー氏との交渉を重ね、最終的に本新株予約権の発行数を8,000,000個とすることを決定いたしました。当社としては、現在、当社の株価の低迷によりMSワラント、2016年5月及び2016年7月に発行した新株予約権の行使による資金調達が見込めない中、本新株予約権の行使による資金調達に期待し、本新株予約権の発行を決定した次第です。また、本新株予約権には行使価額の修正条項は付されていないため、行使がなされた場合には、予め定められた行使価額に基づいた金額を調達できます。

当社が割当予定先に対し、本新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う行使価額の払込により当社の資本が増加する仕組みになっております。

なお、当社は、上述のとおり、時価総額10億円を回復し、上場廃止を免れるという観点から、2017年1月末日までに新株予約権の全量が行使されることを期待しております。そこで、本新株予約権は、2017年2月1日以降に行使するには、当社の普通株式の普通取引の株価（終値ではなく高値）が一度でも74円以上（取締役会決議日の直前取引日の普通株式の終値の49円の150%）となることを必要とするという行使条件を付す一方、2017年1月31日以前に行使する場合にはこのような株価による制限が付されておられません。したがって、2017年1月31日以前に本新株予約権を行使する場合には上記の行使条件は適用されないため、積極的な行使を期待できるものと考えております。

また、その他の条件として、当社が2017年1月31日までに時価総額10億円を回復できず、上場廃止が見込まれることとなった場合、2017年2月1日以降、残りの本新株予約権を行使できないものとし、本新株予約権の発行及び行使に関する発行会社への払込金額は返還されないものとしております。

(3) A種優先株式及び普通株式の無償譲渡

本第三者割当を実施するにあたり、割当予定先より、今般の投資のリスクの大きさに鑑み、本新株予約権の発行に加え、当社のCEOであるレン氏が保有するA種優先株式（以下「優先株式」といいます。）の全部に当たる225,000株を無償で譲り受けたいとの要請を受けました。その後、レン氏から当該無償譲渡についての合意が得られたことから、当社取締役会は、当該無償譲渡を承認いたしました（譲渡手続完了予定日：本日2016年11月11日より1週間以内）。なお、取締役会決議を行うに当たって、レン氏は特別利害関係を有するため、決議に参加せず、残りの取締役により全会一致で承認されております。当該A種優先株式の詳細については、当社の2014年8月6日付プレス・リリース「第三者割当によるA種優先株式の発行に関するお知らせ」又は本プレス・リリースの「10. (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状

況、② 第三者割当によるA種優先株式の発行（決議日2014年8月6日）」をご参照ください。

また、割当予定先の希望により、レン氏は、上記A種優先株式の譲渡に加え、同氏が持分を100%保有するOne Heart International Limitedが保有する当社の普通株式2,666,488株のうち、662,000株も無償で割当予定先に譲渡することを、取締役会はレン氏が決議に参加しない上で決議しました（譲渡手続完了予定日：本日2016年11月11日より1週間以内）。

（4）A種優先株式の償還権の承認

2014年8月6日、当社は第三者割当により、現在、当社のCEOであるレン氏に対して、本優先株式を1株につき23.24香港ドルにて発行しました。本優先株式の保有者は、本優先株式の発行要項に従い、当社の株主総会において株主の皆様が普通決議による承認を得た場合に本優先株式の償還請求権を行使することができます。今般、モー氏が本第三者割当を引き受け、高いリスクを取るための代償として、本優先株式の償還権を取得することを要望しておりました。そこで、当社は、優先株式の保有者が、償還する優先株式数、償還日及び償還額を記載した書面にて当社に通知することにより、優先株式の全部又は一部を2017年2月1日2以降いつでも、1株当たり23.24香港ドルの発行価額で償還（225,000株全てが償還された場合の償還価額の総額：5,229千香港ドル（約71百万円））するよう請求する権利を与えることを決議し、当社の2016年定時株主総会にて株主の皆様が普通決議によるご承諾を得ることといたします。なお、ケイマン法においては、償還の直後に当社が事業を継続する十分な資金³を有しない場合には、保有者は償還を請求することができないとされております。

現在、当社は事業からの利益を見込めない状況であるため、償還を行う場合には、本新株予約権の行使により調達した資金から優先株式の償還を行うことを予定しております。保有者が償還を請求し、取締役会が当該償還を承認した場合には、速やかに開示いたします。なお、現時点では、保有者が償還を請求するか否かは不明です。また、当社はケイマン法人であり、ケイマン法では日本の有利発行規制に相当するルールはありませんが、日本の有利発行規制のもとでは、本新株予約権の行使により調達した資金から優先株式を償還した場合、本新株式及び本新株予約権の発行が特に有利な価額での発行であったと解される可能性があります。優先株式は、当社のCEOであるレン氏個人から譲渡されるものであり、当該譲渡に伴い、当社からの出損は一切ありませんが、優先株式が実際に償還される場合は、当社からの払い戻しが行われることとなります。そこで、取引を全体としてみると、モー氏が本新株式及び本新株予約権の発行を見た目上の発行価額よりも安価で引き受けたのと類似する結果となるためです。上記のような検討を踏まえて、当社としては、本新株式及び本新株予約権の発行について、特に有利な価額で発行される場合に準じて、念のため株主総会の特別決議を取得するものとした次第です。

なお、今後も当社の株価の低迷が続きMSワラント、2016年5月及び2016年7月に発行した新株予約権及び本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、2017年1月以降に追加で資金調達を行う必要があ

2. 当社が時価総額10億円を回復する期限が2017年1月31日であるため、当社は、2017年2月1日以前は、償還できないものと決定いたしました。

3. 具体的には、当該償還を行った翌日、当社単体に当社単体の全ての負債（流動及び固定負債）を上回る現預金が当社単体の貸借対照表上にある場合のみ償還が可能となります。参考として、2016年12月期第2四半期末における当社の負債の合計額は、1,016千米ドル（107百万円）でした。また、当社が保有者から償還の請求を受けた後、償還を承認する主体は、取締役会となります。なお、償還するタイミングは、四半期末や年度末である必要はなく、2017年2月1日以降いつでも可能とされております。

ります。現在、当社は、この場合も想定した資金調達準備を進めておりますが、現時点では、当該資金調達の内容について開示できる段階には至っておりません。当該追加の資金調達の内容については、内容が決まり次第速やかに開示いたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

	本新株式	本新株予約権
① 発行時の払込金額の総額	1,664千香港ドル (22,500千円)	331千香港ドル (4,480千円)
② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	-	26,627千香港ドル (360,000千円)
③ 発行諸費用の概算額	56千香港ドル (752千円)	675千香港ドル (9,120千円)
④ 差引手取概算額 (①+②-③=④)	1,609千香港ドル (21,748千円)	26,284千香港ドル (355,360千円)

(注)

- (i) 本新株式発行に係る発行諸費用は、専門家費用、書類作成費用及び株式発行事務費用等で約752千円を予定しております。
- (ii) 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、価額算定費用として1,000千円(算定機関:東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。)、所在地:〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目11番28号合人社東京永田町ビル9階、代表:能勢元氏)、その他弁護士費用、書類作成費用、株式発行事務費用等(約8,120千円)を予定しております。
- (iii) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (iv) 本新株式の差引手取概算額は、本新株式の発行価額の総額22,500千円から、本新株式に掛かる発行諸費用の概算額752千円を差し引いた金額を示しております。
- (v) 本新株式の差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の4,480千円及び本新株予約権の行使に際して出資される価額(行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合)の360,000千円の総額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算額9,120千円を差し引いた金額を示しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額の具体的な使途は、2016年12月から2017年1月までの当社グループ(GINSMS以外)の運転資金として、監査法人支払9百万円程度、弁護士その他の専門家費用11百万円程度(上記発行諸費用の概算額を含む。)、人件費3百万円程度、賃料等2百万円程度及びその他の費用2百万円程度を見込んでおります。

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」の②には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を記載しています。本新株予約権の行使を決定するのは、基本的に本新株予約権の保有者であること、また行使条件が付されていることから、現時点では、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の具体的な使途を資金計画に組み込むことは困難ですが、本新株予約権が行使された場合、主に弁護士その他の専門家費用、監査法人及び当社グループの人件費支払等の当面の運転資金の確保に充てる予定です。

なお、今後、当社が運転資金として必要な額は、当面年間200百万円から250百万円(当社グループ(GINSMS以外)の監査法人支払、弁護士その他の専門家費用、人件費、保険料、賃料等及びその他の費

用)となる見込みであり、仮に当社の株価が将来104円まで回復し、2016年5月及び2016年7月に発行した新株予約権並びに本新株予約権が全て行使された場合、当社は、787百万円調達でき、3～4年分の運転資金を確保できることとなります。当社は、今後モバイル事業に注力していきますが、同事業が純利益を計上するまで時間を要する見込みであります。現在、当社の主要な子会社であるGINSMSは、2019年12月期から純利益を計上することができ、また2020年12月期に債務超過を解消できる見込みであると予想しております。もっとも、GINSMSが当社に対して配当により当社の運転資金に相応するような十分な額の支払いを開始できる時期はそれよりさらに先となる可能性があるため、現時点で当社が今後3～4年分の運転資金の確保を可能とする数の新株予約権を発行しておくことは合理的であると考えております。また「2. 募集の目的及び理由 (4) A種優先株式の償還権の承認」に記載のとおり、優先株式の償還を行う予定であります。なお、現時点では、保有者が実際に償還を請求するか否かは不明です。

	種類	資金用途	金額	支出予定時期
①	本新株式及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額	運転資金	1,996千香港ドル (26,980千円)	2016年12月から 2017年1月ころ
②	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	運転資金(注)	26,627千香港ドル (360,000千円)	2016年12月から 2026年12月ころ

(注) 優先株式の償還を行う場合には、この資金からの償還を予定しております。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、上記のとおり当面の運転資金として使用する予定です。本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金は喫緊の資金ニーズに応じるものであり、必要不可欠なものと考えております。また、当社として、今後、GINSMSからの配当による収入、事業からの利益による資金の確保や銀行からの借入による資金調達が必ずしも実現できる目途がたっていない状況に鑑みると、本新株予約権による当面の運転資金の確保は合理的なものであると考えております。これらは、当社の必要な支払を可能とし、当社が持続するために不可欠な資金であるため、資金用途は合理的であると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

(a) 本新株式(普通株式)

本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値の91%に相当する45円に決定いたしました。なお、本新株式の発行価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均65円に対する乖離率は31%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均73円に対する乖離率は38%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均76円に対する乖離率は41%となっております。本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値の平均の91%に相当する45円といたしましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な用途、支出額、支出予定時期、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したためです。

本新株式の払込金額の適法性につきましては、本日承認された取締役会決議にて取締役3名全員が、

特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎として、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じた取扱いがなされていること、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、割当予定先との交渉の結果等を考慮し、その結果、払込金額は適正かつ妥当であり、特に有利な金額による発行には該当しない旨の意見が表明されたものです。

ただ、「2. 募集の目的及び理由（4）A種優先株式の償還権の承認」に記載のとおり、優先株式の償還が行われた場合、日本の有利発行規制のもとでは、特に有利な発行であったと解される可能性があること、また希薄化率が高いことを考慮し、当社取締役会は、当社の2016年度定時株主総会において株主の皆様様の普通決議ではなく、特別決議（当社附属定款に定める意味を有する）による承認を得た上で、本新株式を発行することを決議しました。

(b) 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当先と当社との間で締結する買取契約に関する諸条件を考慮した本新株予約権の価額の評価を独立第三者である算定機関：東京フィナンシャル・アドバイザーズに依頼し、本新株予約権1個当たりの発行価額の公正価値は、0.612円と算出されました。なお、当該金額は、東京フィナンシャル・アドバイザーズが、当社の株価（49円）、行使価額（45円）、ボラティリティ（77.04%）、行使期間（10年）及びリスクフリーレート（-0.070%）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出されております。また、新株予約権を行使した場合の行使価値と継続して保有した場合の継続価値を比較することで行使行動を決定するものとされております。つまりは、新株予約権者は継続価値よりも行使価値が高いと判断した時に新株予約権を行使することを仮定しております。割当予定先からは、当社の窮状に鑑み、本新株式及び本新株予約権の双方について、発行価額を大幅にディスカウントして欲しいとの要請がありました。この点、当社としては、直ちに既存株主に希薄化の影響が生じる株式の発行について、大幅なディスカウントを行うのは適切ではないと判断し、本新株予約権の発行価額についても同じ比率でディスカウントすることを提示しました。その結果、本新株式については、有利発行に該当しない水準の時価ベースでの発行を行い、本新株予約権についても、有利発行に該当しない水準で発行することとし、割当予定先の合意を取り付けることができました。以上の経緯により、当社は、本新株予約権1個当たりの発行価額は、当該価額から9%ディスカウントした0.56円とすることを決定した次第です。

本新株予約権の払込金額の適法性につきましては、本日承認された取締役会決議にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定しており、当社取締役会は、当該評価額は合理的な公正価格と考えられ、また当該公正価格からのディスカウント率が9%であることを考慮し、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べた次第です。

ただ、「2. 募集の目的及び理由（4）A種優先株式の償還権の承認」に記載のとおり、優先株式の償還が行われた場合、日本の有利発行規制のもとでは、特に有利な発行であったと解される可能性があること、また、希薄化率が高いことを考慮し、当社取締役会は、当社の2016年度定時株主総会において株主の皆様様の普通決議ではなく、特別決議（当社附属定款に定める意味を有する）によ

る承認を得た上で、本新株予約権を発行することを決議しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

2016年11月10日現在の当社の発行済株式総数（普通株式及び優先株式）に係る議決権の総数は9,249,158.79個（自己株式はありません。）で、本第三者割当により発行される本新株式及び本新株予約権（潜在株式）に係る議決権の数は8,500,000個であり、希薄化率は91.90%となります。また、2016年5月の第三者割当で発行した株式500,000株及び新株予約権2,000,000個（潜在株式）の合計に係る議決権の数の2,500,000個及び2016年7月の第三者割当で発行した株式570,000株及び新株予約権3,420,000個（潜在株式）の合計に係る議決権の数の3,990,000個を合わせた、当該2016年5月及び2016年7月の第三者割当実施前の発行済株式総数（普通株式及び優先株式）に係る議決権の総数である8,179,158.79個に対する、希薄化率は183.27%となります。なお、参考として、2016年10月末日時点における未行使のMSワラント 1,801,748個に係る議決権の数1,918,229個⁴を加算した、上記8,179,158.79個に対する希薄化率は206.72%となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえないこと、最近の出来高と比較しても発行する本新株式及び本新株予約権（潜在株式）の数が多きこと及び以下「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり割当予定先の当社株式及び新株予約権の保有目的は投資目的であり長期保有が約されていないため割当予定先が保有株式を売却した場合には急激な株価下落を引き起こす可能性があることも否めません。もっとも、本新株式及び本新株予約権の発行は、当社の当面の運転資金を確保するために緊急に必要な状態であります。

なお、参考として仮に本第三者割当により発行される本新株式及び本新株予約権（潜在株式）の8,500,000株を本新株予約権の行使期間である10年間（245日／年営業日で計算）にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日あたりの売却数量は約3,469株となり、これは、当社株式の直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における1日あたりの平均出来高約65,159株、36,789株及び43,933株に対して、それぞれ5%、9%及び8%となります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の情報

(1) 名	前	Esther Mo Pei Pei氏	
(2) 住	所	Summer Place Singapore	
(3) 職	業 又 は 役 職	Yahweh Consultancy Pte Ltdの取締役（※）	
(4) 当	事	資本関係	モー氏は当社子会社であるGINSMSの株式を1,064,500株保有しており、その所有割合は約0.75%（小数点以下第三位を繰り上げ）です。
		人的関係	-
		取引関係	モー氏が取締役となっているYahweh Consultancy Pte Ltd（以下「Yahweh」といいます。）は、2009年までInphosoft Group Pte Ltd（2012年にGINSMSが買収）及び同社の子会

4. 2016年5月24日、割当株式数は、新株予約権1個あたりにつき1株から1.064649株に調整されました。

		社（以下「Inphosoft」といいます。）に対してコンサルティング業務を提供してまいりました。また、Yahwehは2015年10月から2016年3月まで、GINSMSの経理のサポート作業を行ってまいりました。もともと現時点では当社グループとYahwehあるいはモー氏個人との間に取引関係はありません。
--	--	---

(※) 第三者の調査会社である株式会社TMR（所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-15、代表取締役：高橋 新治氏）が発行した調査報告書により、モー氏が反社会的勢力との間に一切関係がないこと確認しております。また、同氏が反社会的勢力等とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(※) Yahweh Consultancy Pte Ltdは、金融及び会計サービスを提供しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識しています。MSワラント及び2016年5月及び2016年7月に発行した新株予約権の行使により資金調達できていない中、現在、当社は喫緊に当面の運転資金を確保する必要があります。また本新株式及び本新株予約権を発行した場合、個人投資家から借入をした場合に比べ利息が発生しない点も考慮に入れ、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株式及び新株予約権の発行による資金調達が、当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。最終的にモー氏を割当先として選定した理由は、同氏が当社の主要な子会社であるGINSMSの事業についての知見と理解があること、同氏は個人的に十分な資金を保有しており最も迅速に本新株式及び本新株予約権への申込に対応できること、及び以下の「(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、同氏の本新株式及び本新株予約権の保有目的は、投資目的であり、2年間は当社の経営に参加する意思がなく、現経営陣による当社再建の施策の実行に対する障害とならないものと考えられるためです。

また、以下「7. 募集後の大株主及び持株比率」に記載のとおり、モー氏が本新株予約権を全て行使し、当社の全ての株式を長期間保有した場合、当社の筆頭株主となりますが、続く「(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、2年間は当社の経営に参加しないため、同氏が当社の筆頭株主となることが当社の事業に与える影響はないと考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び評価に関する取り決めはありません。また、割当予定先の当社株式及び新株予約権の保有目的は、同氏個人としての投資目的で、株価が上がった場合は利益を得ることを目的とした純投資であるため長期保有は約されておりません。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が、本第三者割当により発行される本新株式の全部又は一部を本新株式の割当予定日より2年以内に譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得します。

また、当社は割当予定先との間で、割当予定先が本日より2年間は当社の経営に参加しないこと及び当社の取締役会のメンバーにならないことの確認書を交わしています。

仮に、本新株予約権が全て行使され、且つ割当予定先が全ての株式（本新株式、本新株予約権の全量を行使することにより取得する株式、譲渡を受けた普通株式及び優先株式の合計：9,387,000株）を全く売却せず保有した場合には、割当予定先の保有割合は、52.89%となり支配株主になります。ただ、上記のとおり割当予定先の保有目的は純投資であり、割当予定先が当社の経営に参加しない旨の確認書を交わすため、当社の事業に与える影響はないと考えております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先が口座を有する銀行から書面（バンク・レファレンス・レター）を入手することにより本新株式及び本新株予約権の発行の払込みに要する財産の存在について確認しました。なお、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込金は、発行手続を円滑に進めるため、当社の銀行口座にて株主総会の開催前に預かる予定であります。なお、発行について株主の皆様の承認を得ることができなかつた場合、当社は割当予定先に払込金を返還します。

7. 募集後の大株主及び持株比率

	募集前（2016年6月30日現在） ¹		募集後 ²	
1.	One Heart International Limited ³	30.72%	Esther Mo Pei Pei ⁵	40.52%
2.	Lie Wan Chie	15.26%	Lie Wan Chie ⁴	28.70%
3.	ヤマザキ カズヤ	3.38%	One Heart International Limited ^{3,5}	8.65%
4.	Lian Yih Hann（優先株式） ⁵	2.59%	ヤマザキ カズヤ	1.27%
5.	原野 直也	2.38%	原野 直也	0.89%
6.	コバヤシ タクヤ	1.27%	コバヤシ タクヤ	0.48%
7.	ハマノ タケユキ	0.81%	ハマノ タケユキ	0.30%
8.	ニシヅノ タケユキ	0.69%	ニシヅノ タケユキ	0.26%
9.	ミヤタ カズノリ	0.67%	ミヤタ カズノリ	0.25%
10.	ホボ アキヒロ	0.59%	ホボ アキヒロ	0.22%

(注) 1. 2016年6月30日付の当社の発行済株式総数8,679,158.79株（普通株式及びA種優先株式の合計）に対する割合です。

2. 本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数23,169,158.79株（本第三者割当により発行される本新株式500,000株、本新株予約権が全て行使されたと仮定した潜在株式8,000,000株、2016年5月及び2016年7月の第三者割当で発行した新株予約権が全て行使されたと仮定した潜在株式5,420,000株及び2016年11月11日現在の発行済株式総数9,249,158.79株（普通株式及びA種優先株式の合計）との合計）に対する割合です。2016年6月30日時点より、割当予定先及びリー氏以外の大株主の保有株式数の状況に変化がないことを前提としています。参考用として6ヶ月以内に発行した新株予約権のみを潜在株式として含めており2015年8月発行のMSワラントは含めておりません（当該MSワラントの最低行使価額は、152.1円であり、現在の当社の株価水準よりかなり高く当面当該MSワラントの行使が見込めないため）。

3. One Heart International Limitedの持分は、レン氏が100%保有しています。

4. 2016年9月13日時点でのリー氏の保有割合は、49.87%でした。（当時の当社の発行済株式総数14,669,158.79株（2016年7月の第三者割当により発行された新株式570,000株及び2016年5月及び2016年7月の第三者割当により発行された潜在株式

5,420,000株（新株予約権が全て行使されたと仮定した）及び2016年7月12日時点の発行済株式総数8,679,158.79株（普通株式及びA種優先株式の合計）との合計）に対する割合。）

2016年9月13日時点で同氏は、1,894,814株を保有しておりましたが、2016年9月14日から2016年11月10日まで計665,393株を市場で売却したとの報告を受けております。

5. 本第三者割当を実施するにあたりOne Heart International Limited及びレン氏からモー氏に譲渡される普通株式662,000株及び優先株式225,000株を含みます。

8. 今後の見通し

本第三者割当が当期（2016年12月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお、当社の2016年9月14日付プレス・リリース「子会社の異動（持分譲渡）、事業セグメントの廃止及び特別損失の発生に関するお知らせ」にて開示したとおり、今後モバイル事業が当社グループの中核事業となります。現時点では、当社の2016年3月31日付プレス・リリース「GINSMS Inc.の将来予想について」にて開示したとおり、GINSMSグループが、純利益を計上できる時期は、2019年12月期となると見込んでおり、現在当社は、通常のキャッシュ・フローから運転資金や事業を拡大するための資金を確保することが難しい状況です。そのため「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の発行」の中で記載したとおり、今後も当社の株価の低迷が続くMSワラント、2016年5月及び2016年7月に発行した新株予約権及び本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、2017年1月頃に追加で資金調達を行う必要があります。現在、当社は、この場合も想定した資金調達の準備を進めておりますが、現時点では、当該資金調達の内容について開示できる段階には至っておりません。当該追加の資金調達の内容については、内容が決まり次第速やかに開示いたします。2016年5月及び7月並びに今般の本第三者割当は、ともに当面の運転資金を確保するために実施いたしました。2017年1月頃に追加で資金調達が必要となった場合には、運転資金のみならず当社のモバイル事業を拡大するための資金も調達できるよう努め、モバイル事業の拡大を急ぎ（現在、GINSMSグループは、上記2016年3月31日付プレス・リリースにて開示したとおり、2016年から2020年にかけて毎年その事業を拡大していく予定であります。）、業績を向上させることに全力で取り組んでまいり所存です。

なお、当社の株価が一定程度回復し、2016年5月若しくは2016年7月に発行した新株予約権又は本新株予約権の行使があった場合には、当社は更に資金調達できます。また、現在当社は、2016年4月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となったことから、当社普通株式は、東京証券取引所有価証券上場規程第602条第1項第1号及び同規程第601条第1項第4号a本文により、2017年1月末日までに、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となります。現時点では、当該10億円の時価総額を回復しておりませんが、当社としては、当社の発行済株式総数が増えることによる時価総額の回復も期待しております。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当のみによる希薄化率は91.90%であり、2016

年5月及び2016年7月の第三者割当て発行した株式及び新株予約権を合わせた、希薄化率は183.27%となり25%以上となることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認のいずれかの手続を要します。当社の業績が回復するには、なお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当てに限られております。また、潜在的に、大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響が生じる可能性があります。喫緊の課題である資金繰りの改善と自己資本の充実を図ります。本第三者割当てとその後の本新株式発行の及び本新株予約権の行使により調達した資金により、資本金を増加し、純資産を増強できます。これらが、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、長期的には既存株主をはじめとするステークホルダーのメリットが、デメリットを上回るものと考えております。

また、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて本第三者割当て全体について、株主総会の特別決議による承認を得ることを選択致しました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

期		2013年12月期	2014年12期	2015年12期
連結売上高	千米ドル (百万円)	5,114 (536)	3,697 (388)	4,878 (512)
連結営業利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△6,567 (△689)	△3,146 (△330)	△3,218 (△337)
連結経常利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△6,465 (△678)	△3,877 (△407)	△4,136 (△434)
連結当期純利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△5,876 (△616)	△2,936 (△308)	△4,165 (△437)
1株当たり連結当期純利益／ 損失(△)	米ドル (円)	△3.88 (△406.86)	△1.37 (△143.66)	△1.43 (△149.95)
1株当たり配当金	米ドル (円)	- -	- -	- -
1株当たり連結純資産	米ドル (円)	0.17 (17.82)	0.79 (82.84)	1.37 (143.66)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2016年11月11日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	9,249,158.79	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	－株	-%
下限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	－株	-%
上限値の転換価額（行使価額）に おける 潜 在 株 式 数	－株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況（単位：円）

	2013年12月期	2014年12月期	2015年12月期
始 値	473	715	607
高 値	949	1,000	870
安 値	343	406	171
終 値	729	596	187

（注）各株価は、東京証券取引所マザーズ市場及び市場第二部（当社は、2015年5月1日より市場第二部に市場変更しております。）におけるものであります。

② 最近6か月間の状況（単位：円）

	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月	2016年 10月
始 値	84	80	77	75	79	74
高 値	100	82	107	91	81	74
安 値	78	75	75	72	72	63
終 値	80	76	75	79	73	64

（注）各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価（単位：円）

	2016年11月10日
始 値	55
高 値	56
安 値	49
終 値	49

（注）各株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株予約権の発行（決議日2013年12月19日）

割 当 日	2013年12月20日
発行新株予約権数	750,000個
発行価額	新株予約権1個につき9円（総額6,750,000円）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初本新株予約権行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）684円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額（1円未満切上げ）に修正されます。また、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である342円以上であり、かつ当社の普通株式の額面金額である20香港ドル（又はこれに相当する日本円の金額）以上でなければならないこととされております（当時）。

発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	503,250,000円 (差引手取概算額) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額 (当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合) を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行前の発行済株式総数	1,515,305.79株 (普通株式)
当該発行による潜在株式数	750,000株
行使状況	行使済新株予約権数 : 706,594 個 当社は未行使新株予約権数43,406個を割当先からの買戻請求により2014年7月15日390,654円 (1新株予約権あたりの発行価額である9円) にて全て買戻しています。当時、当社は更に普通株式を発行することができなかったため割当先との契約に基づく請求に従い、未行使新株予約権を買い戻しました。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	383,909,802円
発行時における当初の資金使途	運転資金として50~100百万円程度 リストラクチャリング費用として50~100百万円程度 新規事業開拓として100~303百万円程度 2014年8月1日に開示したとおり、資金使途は運転資金に変更しております。
発行時における支出予定時期	2013年12月から2014年11月ころ
現時点における充当状況	短期借入金の返済及び弁護士・監査法人等の専門家費用を含む運転資金として充当しました。

② 第三者割当によるA種優先株式の発行 (決議日2014年8月6日)

払 込 期 日	2014年8月6日
調 達 資 金 の 額	4,596千香港ドル (60,986千円 (当時参照した為替レートによる)) (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき23.24香港ドル (308円 (当時参照した為替レートによる))
募集時における発行済株式総数	2,274,999.79株 (普通株式)
当該募集による発行株式数	225,000株 (優先株式)
募集後における発行済株式総数	2,499,999.79株 (普通株式及び優先株式)
割 当 先	レン・イー・ハン氏

発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2014年8月から2015年3月ころ
現時点における 充 当 状 況	上記の当初の資金使途に充当しました。

③ 第三者割当による新株式の発行（決議日2015年5月1日）

払 込 期 日	2015年5月1日
調 達 資 金 の 額	1,501千カナダドル（142百万円（当時参照した為替レートによる））
発 行 価 額	1 株につき33.03香港ドル（512円（当時参照した為替レートによる））
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	2,499,999.79株（普通株式及び優先株式）
当 該 募 集 に よ る 発 行 新 株 数	277,777株（普通株式）
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	2,777,776.79株（普通株式及び優先株式）
割 当 先	Lai Man Kon 氏
発行時における 当初の資金使途	ノートの現物出資
発行時における 支出予定時期	-
現時点における 充 当 状 況	上記の当初の資金使途に充当しました。

④ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日2015年8月17日）

割 当 日	2015 年8月18日
発行新株予約権数	2,297,499個
発行 価 額	新株予約権1個につき4円（総額9,190千円）
行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	<p>当初本新株予約権行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）325 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。）。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である162円以上でなければならないこととされております。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。</p> <p>2016年5月25日に開示したとおり、現在の下限行使価額は、152.1円に修正されております。</p>

発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	746,931千円(差引手取概算額) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額(当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合)を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行前の発行済株式総数	2,777,776.79株(普通株式及び優先株式)
当該発行による潜在株式数	2,297,499株
行使状況	行使済新株予約権数: 495,751個(2016年11月11日現在)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	107,038,734円(2016年11月11日現在)
発行時における当初の資金使途	運転資金として340~506百万円程度 短期借入金の返済として124~127百万円程度 ノートの返済として156~608百万円程度
発行時における支出予定時期	2015年8月から2016年7月ころ
現時点における充当状況	運転資金として充当しました。
行使期間	2015年8月18日から2017年8月17日まで

⑤ 第三者割当による新株式の発行(決議日2015年10月28日)

払 込 期 日	2015年12月22日
調達予定資金の額	85,959千香港ドル(1,339百万円(当時参照した為替レートによる))
発行価額	1株につき17.5225香港ドル(273円(当時参照した為替レートによる))
募集時における発行済株式総数	3,231,767.79株(普通株式及び優先株式)
当該募集による発行株式数	4,905,631株
募集後における発行済株式総数	8,137,398.79株(普通株式及び優先株式)
割当先及び割当株式数	Lai Man Kon氏に1,208,117株 One Heart International Limitedに2,666,488株 Lie Wan Chie氏に824,814株 原野直也氏に206,212株
発行時における当初の資金使途	ノート及びローンの現物出資
発行時における支出予定時期	-
現時点における充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

⑥ 第三者割当による新株式の発行（決議日2016年5月24日）

払込期日	2016年5月24日
調達予定資金の額	2,898千香港ドル（41,000千円（当時参照した為替レートによる））
発行価額	1株につき5.80香港ドル（82円（当時参照した為替レートによる））
募集時における発行済株式総数	8,179,158.79株（普通株式及び優先株式）
当該募集による発行株式数	500,000株（普通株式）
募集後における発行済株式総数	8,679,158.79株（普通株式及び優先株式）
割当先	Lie Wan Chie氏
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	2016年5月から2016年8月ころ
現時点における充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

⑦ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日2016年5月24日）

割当日	2016年5月24日
発行新株予約権数	本新株予約権 2,000,000個
発行価額	新株予約権1個につき0.32香港ドル（4.48円（当時参照した為替レートによる））
行使価額	本新株予約権行使価額：82円 （本新株予約権の行使の条件） 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも104円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。現時点では、本条件を満たしていないため行使できません。
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	（合計） 12,223千香港ドル（172,960千円（当時参照した為替レートによる）） （内訳） 新株予約権発行による調達額：633千香港ドル（8,960千円（当時参照した為替レートによる）） 新株予約権行使による調達額：11,590千香港ドル（164,000千円（当時参照した為替レートによる））
割当先	Lie Wan Chie氏
発行前の発行済株式総数	8,179,158.79株（普通株式及び優先株式）
当該発行による潜在株式数	2,000,000株
行使状況	行使済新株予約権数：0個（2016年11月11日現在）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	0円（2016年11月11日現在）

発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2016年5月から2026年5月ころ
現時点における 充 当 状 況	-
行 使 期 間	2016年5月24日から2026年5月23日まで

⑧ 第三者割当による新株式の発行（決議日2016年7月13日）

払 込 期 日	2016年7月13日
調達予定資金の額	3,310千香港ドル（43,890千円（当時参照した為替レートによる））
発 行 価 額	1株につき5.81香港ドル（77円（当時参照した為替レートによる））
募集時における 発行済株式総数	8,679,158.79株（普通株式及び優先株式）
当該募集による 発行株式数	570,000株（普通株式）
募集後における 発行済株式総数	9,249,158.79株（普通株式及び優先株式）
割 当 先	Lie Wan Chie氏
発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2016年8月から2016年10月ころ
現時点における 充 当 状 況	-

⑨ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日2016年7月13日）

割 当 日	2016年7月13日
発行新株予約権数	本新株予約権 3,420,000個
発 行 価 額	新株予約権1個につき0.30香港ドル（4.03円（当時参照した為替レートによる））
行 使 価 額	本新株予約権行使価額：77円 （本新株予約権の行使の条件） 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも98円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。現時点では、本条件を満たしていないため行使できません。
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	（合計） 20,899千香港ドル（277,123千円（当時参照した為替レートによる）） （内訳） 新株予約権発行による調達額：1,039千香港ドル（13,783千円（当時参照した為替レートによる）） 新株予約権行使による調達額：19,860千香港ドル（263,340千円（当時参照した為替レートによる））

割 当 先	Lie Wan Chie氏
発行前の発行済株式総数	8,679,158.79株（普通株式及び優先株式）
当該発行による潜在株式数	3,420,000株
行使状況	行使済新株予約権数：0個（2016年11月11日現在）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	0円（2016年11月11日現在）
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	2016年10月から2026年7月ころ
現時点における充当状況	-
行使期間	2016年7月13日から2026年7月12日まで

11. 発行要項

(a) 本新株式（普通株式）

(1) 発行新株式数	普通株式500,000株
(2) 発行価額	1株につき3.33香港ドル（45円）
(3) 発行価額の総額	1,664香港ドル（22,500千円）
(4) 資本金組入額	1株につき3.33香港ドル（1株につき45円）
(5) 資本金組入額の総額	1,664千香港ドル（22,500千円）
(6) 募集又は割当方法	第三者割当によります。
(7) 申込期日	2016年12月22日
(8) 払込期日	2016年12月22日
(9) 割当先及び割当株式数	Esther Mo Pei Pei氏に普通株式500,000株

(b) 本新株予約権 別添のとおり。

以 上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及びその他のアジアの地域において、スマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所の市場第二部に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。

2016年12月22日発行新華ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

2016年12月22日発行新華ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

平成28年12月22日

3. 割当日

平成28年12月22日

4. 払込期日

平成28年12月22日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をEsther Mo Pei Pei氏に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、1株あたり額面0.01香港ドルの当社普通株式（以下、「株式」という。）8,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速や

かにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

8,000,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金0.56円

「円」又は「日本円」とは、日本国の法定通貨を意味する。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に行使の対象となる本新株予約権の数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初45円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整される。

本発行要項において、「**行使日**」とは、第15項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「**取引日**」にあたらぬものとする。

10. 行使価額の修正

第11項の条件に従う場合を除き、本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の発行後、当社が(i)株式の併合若しくは株式の分割を行う場合、又は下記第(2)号及び(3)号に掲げる各事由により(ii)当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合若しくは変更が生じる可能性がある場合には、下記第(2)号及び(3)号に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。調整後の行使価額は、本号(i)及び(ii)に掲げる事由の基準日の翌日より適用されるものとする。

(2) 当社が株式の併合又は株式の分割を行う場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。

(行使価額調整式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式併合・株式分割の比率}}$$

(3) 当社が時価を下回る払込金額をもって株式を新たに発行する又は当社が保有する株式を処分する場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。

(行使価額調整式)

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額/対価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たりの時価} \end{array}} \\ \frac{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記行使価額調整式で使用する既発行株式数は当社の発行済株式の総数から、当社の保有する当社株式を控除した数とし、また当社株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が適用される日に始まる60連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社株式を控除した数とする。

(6) 行使価額の調整を行うとき（行使条件価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及び行使条件価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(7) 本発行要項の定めにかかわらず、行使価格は、当社普通株式の額面金額を下回ることはできないものとする。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年12月22日（当日を含む）から平成38年12月21日（当日を含む）までの10年間とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中のうち、2017年1月31日までは、行使条

件なく本新株予約権を行使することができるものとする。2017年2月1日以降の期間については、2017年2月1日から行使期間が終了する日までの間に当社の普通株式の普通取引における株価が一度でも74円以上（取締役会決議日の直前取引日である2016年11月10日における普通株式の終値の49円の150%に相当する額。以下、「行使条件価額」という。）となった場合にのみ、残りの本新株予約権を行使することができるものとし、行使条件価額は、行使価額と同じく第11項に従い調整されるものとする。

(2) 当社が2017年1月31日までに時価総額10億円を回復できず、上場廃止が見込まれることとなった場合、2017年2月1日以降、残りの本新株予約権を行使できないものとし、本新株予約権の発行及び行使に関する発行会社への払込金額は返還されないものとする。

14. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当社は、前記の行使請求通知の写しを、現在の当社の株券管理エージェントである、Codan Trust Company (Cayman) Limitedに送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに適切に処理される。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又はその他の通貨の現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする（当該財産の総額は、行使請求における有効な行使価額を行使される新株予約権の個数で乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額とする。）（その他の通貨で振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、当該払込をする日に本新株予約権者が行使請求書を交付する前の時点で株式会社三菱東京UFJ銀行が公表している外国為替相場の仲値（又は当社と本新株予約権者との間で合意する他の換算レート）で、当該その他の通貨に換算する。但し、1香港ドル未満は切り捨てる。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の保有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金0.56円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年11月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%相当額とした。

18. 行使請求受付場所

会社名：新華ホールディングス・リミテッド

現住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

当社は、行使請求受付場所に変更があった場合、本新株予約権の保有者にその旨を通知するものとする。

19. 払込取扱場所

会社名：香港上海匯豐銀行有限公司、Des Voeux Road Central支店

現住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

当社は、払込取扱場所に変更があった場合、本新株予約権の保有者にその旨を通知するものとする。

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新株予約権の行使の直後にHorsford Nominee Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午前10時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、Codan Trust Company (Cayman) Limited、ノミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社取締役会長兼最高経営責任者に一任する。

以上